

人権センターだより

世界平和のために

中間南小学校 6 年 山口 たえさん

みなさんは自分の周りに大切な人はいますか。私にとつて、いつも支えてくれる家族、大好きな先生、隣で笑ってくれる友達など、みんな大切な人です。

そんな大切な人達を、突然失う事を想像してみてください。もう話すことも笑い合うこともできない、永遠に目の前からいなくなってしまうのです。私は、想像するだけでとても胸が痛くなります。大切な人達を失うという悲惨な出来事が、現在も世界各地で起こっています。それは、戦争です。どうしたら戦争がなくなるのか、どうしたら世界中の人々が平和に暮らせるのか。私は、考えてみることにしました。

私は、今年の春、修学旅行で長崎の町を訪れました。現在の長崎は、平和で緑が多い町ですが七十九年前、悲げきは起きました。八月九日、午前十一時二分、長崎の町に原爆が落とされました。

「水をくれ。水をくれ。」

と唸る人々。崩壊された建物を目の当たりにする人々。たった一発の爆弾で約七万三千人もの人々の命が奪われました。私は、実際に原爆資料館に行き、当時の様子を見ました。今までは、紙芝居や動画でしか見聞きした事がなかったけど、改めて、私たちが暮らす日本で戦争が起こったということを実感しました。

私は、家に帰って、おいしいご飯が食べられること、友達と遊ぶこと、学校で勉強ができること。普段当たり前のように生活していることが幸せな事だと気付きました。そんな当たり前の生活を、世界中の人々に広めていきたい。そのために、私たちに出来ることはないでしょうか。例えば、けんかをしない、差別をしないなど、日常の小さなことでも一人一人が意識し、相手のことを大切に思うことができれば、き

つと戦争はなくなると信じています。人は、誰もが生まれながらにして幸せに生きていくための権利があり、世界中のみんながこの権利を持っています。

今、戦争をしている人に伝えたい、戦争に巻きこまれ、ご飯が食べられずお腹を空かせている人、学校に行きたくても行くことができない人、大切な家族や友達を失った人が何千、何万人いるということ、あなたが、その人たちの権利を奪っているということを。

私は、世界中の人々が平和に暮らすには、一人一人が思いやりの心と感謝の気持ちを持つことが大切だと思います。これが、世界平和への第一歩だと私は考えます。自分の大切な人を守るために、この考えを広げていきたいと思っています。

【私たちが感じた人権 令和6年度小中学校人権作文より】

☆なやみごと相談☆

なやみごとや困りごとについて、

人権擁護委員(中間市在住)が無料でご相談を受けます。
秘密は厳守されますので気軽にご相談ください。

(予約不要)

・11/12(木)・12/10(木)・1/7(水)・2/4(木)
13:30~15:30

問合先) 中間市人権センター



◇「女性のための無料就職相談」◇

就職活動中・そろそろ働きたいと思っている女性の方を応援します。 **※2日前までに予約が必要です。**

・11/13(木)・12/11(木)・1/8(木)・2/12(木)
10:00~12:00

予約問合先) 福岡県ママと女性の就業支援センター
093-533-6637

相談場所) 中間市人権センター



中間市人権センター(ピンクの建物が目印です!!)

住所：中間市岩瀬一丁目17-1

☎093-245-3511

12月3日～9日は、

「障害者週間」です！

「障害者週間」は、毎年12月3日から9日までの1週間です。

「国際障害者デー」である12月3日から日本の「障害者の日」である12月9日までの1週間については、平成7年6月27日に障害者施策推進本部が「障害者週間」とすることを決定しました。

障害者施策の基本的方向を定める、新たな「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）において、今後目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような「共生社会」は、国民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り込むことによりはじめて実現できるものです。

また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、第3条に基本的理念を定め、すべての障害のある人に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことなどを宣言するとともに、第4条に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、「差別の禁止」が定められています。

12月4日～10日は、

「人権週間」です！

人権デーを最終日とする1週間（毎年12月4日から10日）は、「人権週間」です。

昭和23（1948）年12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

昭和24（1949）年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。女性、高齢者、子どもに対する虐待や、学校でのいじめなどの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

中間市人権問題講演会を開催します！

デジタル社会と子どもの権利

～学校と地域ができること～

日時 12月5日金曜日 18:00～20:00

男女共同参画及び人権啓発川柳の表彰式もあります

場所 なかまハーモニーホール 小ホール

中間市人権問題講演会は、人権週間の取り組みの一環として、毎年開催しています。

今回は、古野陽一（ふるのよういち）さんを講師に招いて、社会全体のデジタル化が進むなか、日常の問題についてお話していただきます。ご家族やご友人をお誘い合わせの上、多くの利用機会とリスクに直面している未成年者と、どう向き合っていくか考えてみませんか。



講師 ふるの よういち
古野 陽一さん

〈プロフィール〉

NPO 法人子どもとメディア常務理事
株式会社喜楽学舎代表取締役
一般社団法人ジェイス理事